

# 長久手市議会会議規則抜粋

## 第6章 発言

### (発言の方法)

第49条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び自己の議席番号を告げ議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は先に起立したと認める者から指名して発言させる。